## 貸借対照表

(2022年 3月 31日現在)

現金及び預金 366,400		T	(単位:千円)
流動資産 現金及び預金 高商 場品	資産の部	負債の	部
現金及び預金 366,400	科 目 金 額	科目	金額
固定資産	現金及び預金 売掛金 商品 貯蔵品 121 貯蔵品 12599 前払費用 245,967 未収収益 未収収益 未収入金	買短リ未未未未前預 カ	3,818,625 1 186,214 1,700,000 3,397 687,359 2,994 125,488 314,846 229,932 91,456 164,434
無 形 固 定 資 産 ソフトウェア電話 加 入 権  投資その他の資産 投資 有 価 証 券長期 貸 付 金長期 差 入 保 証 金長期 前 払 費 用ゴルフ会員権 繰延税金資産 454,810 その他の投資 (45,053) (45,053) (45,053) (45,053) (45,053) (20,508,108) (20,908,108) (20,908,108) (20,908,108) (20,808,108) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398) (584,398)	有形固定資産 建 構築 工具器具備品 土 リース資産(22,573,591) 2,294,086 7,312 273,431 18,478,687 2,007	構造改革関連費用引当金 <b>固 定 負 債</b> 長 期 預 り 保 証 金 退 職 給 付 引 当 金	312,500 <b>2,956,642</b> 3 2,259,873 636,748 60,020
投資有価証券 長期貸付金 長期差入保証金 長期前払費用 ゴルフ会員権 繰延税金資産 その他の投資510 274 3 45488 3,100 454,810 7 6 7 7 8 7 8 7 8 9 4 6 9 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 6 9 4 	ソフトウェア 45,053		6,775,268
	投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 長期差入保証金 長期前払費用 ゴルフ会員権 繰延税金資産 (2,580,252) 510 274 274 3,114,568 43,100	資本 本 金 資本 剰余 金 資本 準備 金 その他資本剰余金 利益 剰余 金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	584,399 584,399
<ul><li>21,592,50</li><li>資産合計</li><li>28,367,775</li><li>負債・純資産合計</li><li>28,367,77</li></ul>			21,592,507

## 個 別 注 記 表

当社の計算書類個別注記表は、会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - 1. 資産の評価基準及び評価方法
    - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

市場価格のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産・・・・・・・・・・・個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
    - イ. 2007年3月31日以前に取得したもの・・・・・・・田定額法
    - ロ. 2007年4月1日以降に取得したもの・・・・・・・ 定額法
  - (2) 無形固定資産…… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支給 見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためです。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当金として計 上しております。

(4) 構造改革関連費用引当金

当社における収支構造改革の一環で実施される建物などの解体工事の支出に充てるため、支出見込額を引当金として計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税額等は次の通り処理しております。

- イ. 販売用不動産・・・・・・・・ 取得原価へ算入
- (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方 法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適 用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

## Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。